

# 実施支援室からのお知らせ

2023. 1. 17

令和4年度地域型住宅グリーン化事業の事業スケジュールに関するご案内です。  
詳しくは、改定したマニュアル第1章（第4版）をご確認ください。

## 交付申請の受付期間を延長します。

Ⅱ期先着順方式の交付申請期限の最終を令和5年1月31日としていましたが、下記の期日まで延長いたします。

なお、今回の延長前と同様に、令和4年6月30日以降に着工した住宅が対象となります（計画変更で追加した施工事業者は、計画変更申請を行った受付期間終了日の翌日以降）。見直し後の完了実績報告提出期限までに事業完了可能な住宅について交付申請してください。

物件登録期限	令和5年3月31日（金）
交付申請提出期限	物件登録後20日以内（最終は令和5年3月31日（金））

今回の延長に伴い、次の変更があります。

1. 施工事業者1社が受けられる補助金の上限額を次表のとおり引き上げます。

補助金活用実績 (H27~R3)	長寿命型		ゼロ・エネルギー住宅型 <sup>※1</sup>		高度 省エネ型
	3戸以下	4戸以上	3戸以下	4戸以上	—
上限額	1,960万円 (14戸相当)	1,750万円 (14戸相当)	1,400万円 (10戸相当)	1,250万円 (10戸相当)	540万円 (6戸相当)

※1 ゼロ・エネルギー住宅（長期対応）を活用する場合は、これとは別に上限額が引き上げられます。

※2 各種加算は別途、要件に応じて加算できます。（加算の組み合わせに制限があります。）

2. 全ての期間において、事業完了後の交付申請を可能とします。

### <注意事項>

1. 物件登録は、請負は契約済み物件を対象として、売買は建設地を特定した物件を対象としたものに限ります。請負で物件登録後の契約締結を確認した場合は、物件登録及び交付申請は無効とします。
2. 加算の併用及び加算の上限については制限があります。
3. 物件登録後は、建築主、建設地、補助額の変更はできません。
4. 実施枠毎の予算はツールで確認できます。
5. 物件登録から20日以内に交付申請されない住宅は、登録した申請額が失効となり、確保した予算が実施枠に戻ります。
6. 失効した物件<sup>※</sup>の再登録はできません。
7. 失効が3件<sup>※</sup>に達したグループは、それ以降、物件登録ツールが1週間凍結されます。

※Ⅰ期（事前枠付与方式）の配分額で失効した物件は含みません。

## 完了実績報告の提出期限を延長します。

I期及びII期の物件の完了実績報告はいずれも令和5年2月6日を提出期限としていましたが、下記の期日まで延長いたします。事業完了した住宅は、必ず期限までに「実績報告ツール」で報告してください。

**完了実績報告提出期限**  
令和5年9月30日（土）  
または  
事業完了の1か月後 のいずれか早い方の日

- ※ 完了実績報告の提出が令和5年2月6日を過ぎる場合でも実施支援室への相談は不要です。
- ※ 工事進捗状況の調査を2月から実施いたします。調査の方法等につきましては準備ができ次第実施支援室からご案内いたします。

今回の見直しに伴い物件登録ツール等の更新が行われます。  
更新日時については準備ができ次第、評価事務局からお知らせいたします。

以上

長寿命型等実施支援室  
高度省エネ型等実施支援室